

※令和7年4月1日から利用の場合、令和7年3月中に申請してください。

保護者のみなさまへ

浦添市こども未来課



認可外保育施設に入所児童の給食費 支援について

浦添市では認可外保育施設に入所児童の給食費支援を実施します。この事業は、認可外保育施設を利用する児童（※要件有）の給食費の全部又は一部を減免した認可外保育施設に対し、補助金を交付する事業です。

★支援対象者★

※次の対象要件すべてに該当する必要があります。

- ① 新すこやか保育事業対象の浦添市内認可外保育施設を利用する児童で、対象園が給食費の全部又は一部を減免すること。
- ② 児童が、保育料無償化の認定を受けていること。
- ③ 保護者及び当該保護者と同じ世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（年収360万円）未満相当世帯に属し、補助金交付申請日の属する年度4月1日時点で満3歳以上小学校就学前の児童
- ④ 保護者及び当該保護者と同じ世帯に属する者が市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯に属し、補助金交付申請日の属する年度4月1日時点で満3歳未満の児童

※給食費支援を希望する方は、年度ごとに申請が必要です。

【減免額】

子どもが利用する保育施設が定める給食費（月額）の全部又は一部を減免した額。

【対象期間】

令和7年4月1日～ 申請の翌月から補助対象となりますので、お早めに手続きしてください。

※（申請日が月の初日である場合は、申請した月）

【提出書類】

ア 新すこやか保育事業利用認定申請書（様式第1号）

イ 新すこやか保育事業利用証明書（様式第2号）

ウ 認可外保育施設の給食費（月額）が分かる資料（利用契約書写し、しおり、パンフレット等）

エ 市町村民税所得課税証明書

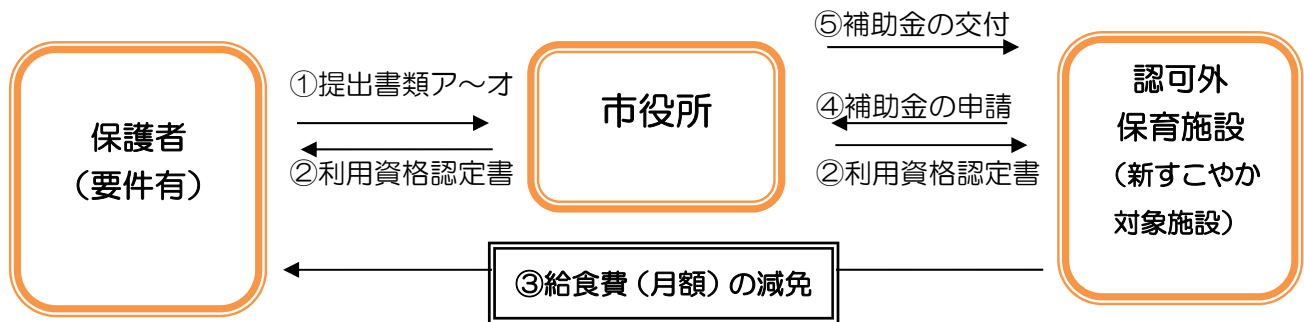
オ 現住所の住民票謄本 ※世帯全員の名前・続柄入りのもの

※ 浦添市で市町村民税所得課税証明書及び現住所の住民票謄本の確認ができる場合は、エとオの書類を省略することができます。

【提出先】

提出先：浦添市役所こども未来課（2階）8：30～17：15 （※12：00～13：00 除く）

【減免・補助の仕組み】



※ご注意ください※

- ・該当する世帯で申請がない場合は、給食費（月額）の減免対象になりません。また、書類不備の場合は受付できません。
- ・申請後、利用資格の要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出書を提出してください。
- ・利用資格の認定後でも、申請書や添付書類等に虚偽や不正がある場合は、利用資格を喪失することがあります。



【問い合わせ先】浦添市こども未来課（給付係）：TEL876-1234（内線 3606）